

管理番号 No. _____

重要事項説明書

(訪問介護)

利用者 : _____ 様

事業者 : さんさんヘルパーステーション

訪問介護重要事項説明書

令和 7年 7月 1日現在

1 さんさんヘルパーステーションが提供するサービスについての相談窓口

電話 0852-52-7575

担当 サービス提供責任者 谷口

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

この規程は、株式会社さんさんケアソリューションが開設するさんさんヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。

(2) 事業の運営の方針

- ① 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ② 指定訪問介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとします。
- ③ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3 事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	さんさんヘルパーステーション
所在地	松江市東出雲町揖屋1196番地
電話番号	0852-52-7575
介護保険指定番号	3270104569号
サービスを提供する地域	松江市東出雲町

(2) 営業日、営業時間

営業日	日曜日～土曜日
営業時間	8:30～17:30

(3) 事業所の職員体制

管理者	資格	勤務
	介護福祉士	1名 常勤兼務
1 従業者及び業務の管理を一元的に行います。		
2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。		

サービス提供責任者	介護福祉士	1名 常勤専従
	1 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 2 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。 3 訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 4 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 5 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 6 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。	
訪問介護員	介護福祉士あるいは実務者研修修了者あるいは介護職員初任者研修課程修了者	常勤換算で2. 5名以上
	1 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。 2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供します。 3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。	

(4) サービス提供の時間帯

	早朝 6:30~8:00	通常時間帯 8:00~17:30
平日・土	○	○
日・祝日	○	○

※ 時間帯により料金が異なります。

4 サービス内容

(1) 身体介護

食事介助	入浴介助
清拭	更衣介助
排泄介助	体位変換
身体整容	服薬介助
移動・移乗介助	起床・就寝介助
自立生活支援のための見守り的援助	その他の必要な身体の介護

(2) 生活援助

買い物	洗濯
掃除	その他必要な家事

(3) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 直接本人の援助に該当しない行為。主として家族の利便に供する行為又は家族が行うこと
が適当であると判断される行為（利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物等）
- ⑤ 利用者の日常生活の援助に該当しない行為。
 - ・訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為（草む
しり等）
 - ・日常的に行われる家事の範囲を超える行為（大掃除等）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護
するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所の従業員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者及び身元引受人
若しくはその家族に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正
当な理由なく第三者に漏らしません。これは、利用者との契約終了後や従業者でなくなった後に
おいても同様とします。

6 利用料金

(1) 訪問介護利用料

原則として以下料金表の示す額が利用者の負担額となります。負担割合は介護保険
負担割合証に記載された利用者負担割合によります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

〔料金表－基本料金・通常時間〕

身体 介護	区分	20分未満	20分 ～30分未満	30分 ～1時間未満	1時間以上～ 1時間30分未満	以降30分増す ごとに追加		
	1割負担の 場合	163円	244円	387円	567円	82円		
	2割負担の 場合	326円	488円	774円	1134円	164円		
	3割負担の 場合	489円	732円	1161円	1701円	246円		
	緊急時訪問介護加算		1割負担の場合		100円			
		2割負担の場合		200円				
		3割負担の場合		300円				

生活 援助		20分以上45分未満	45分以上
	1割負担の 場合	179円	220円
	2割負担の 場合	358円	440円
	3割負担の 場合	537円	660円
初回 加算	1割負担の 場合	200円（初回訪問時の月）	
	2割負担の 場合	400円（初回訪問時の月）	
	3割負担の 場合	600円（初回訪問時の月）	
同一建物減算	1割負担の場合	所定単位数の12%減算	
	2割負担の場合		
	3割負担の場合		
特定事業所加算（II）	1割負担の場合	所定単位数の10%に相当する単位数	
	2割負担の場合		
	3割負担の場合		
介護職員等処遇改善加 算（I）	1割負担の場合	所定単位数の24.5%に相当する単位数	
	2割負担の場合		
	3割負担の場合		

- ※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- ※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ 同一建物減算は、事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合に減算します。
- ※ 特定事業所加算は、要件を満たし、質の高い介護サービスを提供している事業所を評価する加算です。
- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。なお、介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者2人で訪問した場合は2人分の料金をいただきます。
- ※ 介護保険の適用を受けないサービスは全額自己負担となり利用単位数の10割となります。

(2) その他

- ① お客様の住まいでのサービス提供のために使用する、水道、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合、訪問介護員の交通費はお客様のご負担になります。
- ③ 料金のお支払い方法
料金のお支払い方法は、毎月月末締めとし、翌月8日までに当月分の請求書を発行いたしますので、15日までにお支払いください。
お支払い方法
 - ① 山陰合同銀行から口座振替（手数料無料）
 - ② 当社山陰合同銀行口座への振込み（手数料はご負担願います）
- ④ 介護保険関係法令の改正等により料金が変更になる場合は、事前に説明をし、ご承諾いただきます。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。契約を結び訪問介護計画作成し、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要支援と認定された場合 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ お客様が遠隔地へ転居した場合
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所の訪問介護員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8 サービス利用時のお願いについて

- (1) 利用中に心身の状態に異変を生じた場合には直ちに訪問介護員にお伝えください。
- (2) 医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日および利用中の健康状態を訪問介護員にお伝えいただき、心身の状況に応じたサービス提供を受けるよう留意してください。
- (3) 固定の訪問介護員ご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ず訪問介護員が変更する場合もございますのでご了承下さい。
- (4) サービス期間中、当事業所の職員が同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- (5) まれに、サービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- (6) 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いはご遠慮下さい。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

10 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (4) 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

11 高齢者虐待防止について

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとします。
 - ① 虐待の防止に関する責任者の選定をします。
 - ② 従業者への虐待防止に関する研修を実施します。
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力します。

12 福祉サービス第三者評価について

当事業所における福祉サービス第三者評価の実施はありません。

1.3 サービス内容に関する相談・苦情について

- (1) 当事業所お客様相談・苦情窓口
担当 管理者 田中 秀典 電話 0852-52-7575
(2) その他

当事業所以外に、市町の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

機関名	電話番号
松江市介護保険課給付係	0852-55-5689
島根県国民健康保険団体連合会	0852-21-2811

1.4 当社の概要

- (1) 名称 株式会社 さんさんケアソリューション
(2) 代表者役職・氏名 代表取締役 田中正彦
(3) 所在地 松江市東出雲町揖屋1196番地
(4) 電話番号 0852-61-3070
(5) 運営する施設 さんさんヘルパーステーション
サービス付き高齢者向け住宅 さんさんナーシングホーム五反田
さんさん訪問看護ステーション

訪問介護の提供にあたり、契約者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 7年 7月 1日

事業者 株式会社さんさんケアソリューション
所在地 松江市乃白町薬師寺前3番地3
事業所 さんさんヘルパーステーション (指定番号 3270104569)

管理者 田中 秀典

説明者 田中 秀典

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護について重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

署名代行者 利用者との関係 : _____

住 所 _____

氏 名 _____

身元引受人 利用者との関係 : _____

住 所 _____

氏 名 _____